

議案第12号

平成19年度さいたま市指扇土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

平成19年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成20年2月12日提出

さいたま市長 相川宗一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		11,000	△2,000	9,000
	1 国庫補助金	11,000	△2,000	9,000
4 繰入金		115,994	△2,900	113,094
	1 一般会計繰入金	115,994	△2,900	113,094
5 市債		0	4,900	4,900
	1 市債	0	4,900	4,900
歳入合計		127,000	0	127,000

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		127,000	0	127,000

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	指扇土地地区画整理事業	36,500

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
指扇土地区画整理事業	4,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。